

参加意思確認公募 別紙2 「研修委託契約業務概要」

**2022年度（国別）
「アフリカ地域北部ナミビア小規模農家生計向上プロジェクト」コース
研修委託契約 業務概要**

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：2022年度（国別）「アフリカ地域北部ナミビア小規模農家生計向上プロジェクト」コース

(2) 技術研修期間（予定）

【遠隔研修】(1週目) 2023年1月23日～2023年1月27日（現地）

（2週目）2023年2月13日～2023年2月17日（東京）

【対面研修】2023年2月20日～2023年2月24日（帯広）

(3) 研修員（予定）

1) 定員：5名

2) 研修対象国：ナミビア共和国

3) 研修対象組織・対象者：

農業開発部農業生産・普及・エンジニアリング局 (DAPEES)、普及員

(4) 研修使用言語：英語

(5) 研修の背景・目的：

本研修の対象となる現場普及員等は、SHEP アプローチを畜産に応用した當農改善パッケージ「N-SHEP パッケージ」（畜産 SHEP）に関する理解を十分に有していないため、研修を実施し、理解を深め現場での活動に繋げる。

(6) 案件目標：研修で学んだ畜産 SHEP アプローチを用いたアクションプランが研修員によって帰国後実践される。

(7) 単元目標（アウトプット）（予定）：

- ① 研修員の母国における肥育/流通/販売システム、または、その普及体制における課題が抽出・分析される。
- ② 「情報の非対称性」緩和のために、日本の関係諸機関・グループが果たしている役割を具体的な例として理解し、説明できる。
- ③ 動機付け理論を活用した「人が動く・人が育つ」ためのプロジェクトデザインについて理解し、説明できる。

- ④ ①～③を踏まえて、①で検討された問題の解決に向けたアクションプラン案が作成できる。
- ⑤ ④で作成されたアクションプラン案を、所属組織で具体化し実践する。

(8) 研修内容（予定）：

1) 研修項目

- ア. 課題分析
- イ. 畜産 SHEP 概要
- ウ. 「情報の非対称性」緩和
- エ. ジェンダー
- オ. モチベーション
- カ. 畜産 SHEP 演習
- キ. アクションプラン作成

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実験／実習
- ウ. 自国内での調査
- エ. レポートの作成・発表

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2022年6月13日～2023年3月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

研修員に対し、研修目標達成のために研修項目について研修方法を用いた講義を実施・運営する。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストやビデオ教材等の選定と準備（撮影・翻訳・編集・印刷業務含む）

- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 遠隔研修独特のシステム利活用
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構が指定する本分野の専門性を持つコースリーダーと良好な関係を築き、充実したカリキュラムの策定、実施に向けて取り組むことが求められる。
- (2) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (3) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (4) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性があります。
- (5) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上